

〔地区行政の推進に係る大綱の概要〕

1 地区行政の推進について【総論】

地区行政とは

地方分権時代にふさわしい自立した自治体の確立と地域主体のまちづくりの実現に向け、市民と行政の協働の考え方や行政サービスの方向を踏まえ、適正な地域区分に基づき、地域の総合行政拠点を軸とした身近な地域での一層の行政サービス拡充や、市民との協働の推進など住民主体の地域づくりを進めるもの

* 大綱の性格 … 本市のこれまでの取組を踏まえ、現行市域内における今後の地区行政のサービス機能や地域まちづくりの方向性・枠組みを示すもの

* 大綱策定に当たって … 合併町における地域自治組織については、地区行政の推進方向との中長期的な整合を視野に、別途、検討

… 当面、各種行政サービスについては概ね現在の地区市民センター区域を対象に、また住民活動との連携など地域のまちづくりに関しては、地域まちづくり組織の単位を基本に推進

現状及び課題

地域での行政サービス

- ・ これまで本庁での各種行政サービスの展開を中心に、周辺部においては地区市民センターを拠点に窓口サービスや生涯学習事業の一部を実施
- ・ 市民の利便性の一層の向上に向け、本庁一極集中から、身近な地域における行政サービスの拠点を中心とした、総合的・効果的なサービス展開が必要

地域におけるまちづくり

- ・ 各種事業の対象地域や住民活動は、中心部は概ね小学校区域、周辺部は中学校区域（連合自治会区域）を基本に展開
- ・ 地域の特性に応じた魅力あるまちづくりに向け、計画策定や事業推進などのさまざまな過程で、各種住民組織とこれまで以上に連携を強化していくことが必要

目 標

市としての一体性のもと、「地域でできることは地域で」との考え方を基本に、地域の行政拠点を軸とした総合サービスの展開及び地域の特性を生かした住民主体のまちづくりを実現

～ 地方分権時代にふさわしい団体自治の強化はもとより、住民自治の拡充・強化を目指すもの～

市民生活に密着した総合的なサービスの推進

- ・ 全市的な視点から本庁一極集中で担うべきものを除き、日常生活に密着したサービスをできる限り地域において実施
- ・ 地域での総合的な行政サービスを担えるよう、地域における行政機能・権限を強化

地域のまちづくり機能の強化

- ・ 身近な地域の行政サービス機関を軸として、地域の特性や個性を生かしたまちづくりを推進
- ・ 住民総意に基づく地域のまちづくり計画の策定や、住民自らの力による課題解決などを通じて、地域の自治能力を高度化・強化

Ⅱ 実現に向けた取組

「市民生活に密着した総合的なサービスの推進」に向けた取組

- 地区市民センターを「支所」として機能強化（平成17年度～）
 - ・ 本市におけるこれまでの地区行政推進の経過や地域への定着度合い、円滑な移行の確保などの観点から、周辺部にあつては現行の「地区市民センター」を拠点とし、「支所」機能への強化を基本路線に、サービス拡充や権限強化を推進。また、中心部については、本庁を中心に地区行政推進に係るサービス・地域づくりを展開
 - ・ 市民サービス向上を最優先に可能な限り早期に改革を推進することとし、平成17年度から「支所」として再編整備し、機能を拡充・強化

「地域のまちづくり機能の強化」に向けた取組

- 地域自治の拡充
 - ・ 身近なまちづくりは地域の住民自らが考え、実践できるよう、情報共有化や協働の実践、住民活動の支援などを通じ、地域における自治機能を順次、拡充強化
 - ・ 地域住民の意向や特性を生かしたまちづくりに向け、地域の住民総意に基づくまちづくり計画策定など、行政への住民関与の度合いを意見や要望の反映から住民主体の計画策定へと段階的に強化
 - ・ こうした市民との協働によるまちづくりを通じ、地域自治の確立・発展を志向

* 地域区分の設定

- ・ 周辺部は現行の地区市民センター所管区域（11地区）を基本とし、中心部についても1つの地区として捉え、地区行政を推進
- ・ 各地域の特性を踏まえ、市の全体方針に基づく地域ごとの計画策定など、地域区分を施策事業に反映
- ・ 将来に向けては、まちづくりの基本となる区域のあり方について市民と十分に協議・検討

2 地区行政の推進について【各論】

行政サービスの拡充

○ 日常生活に密着したサービスを優先して拡充

- ・ 市民の利便性向上の観点から，市民生活部門や保健福祉部門に係るサービスを中心に，可能な限り拡充
- ・ 特に保健福祉サービスについては，子どもや高齢者・障害者など多くの市民にとって日常的に需要が高いこと，利用者の利便性や地域との密接な連携（健康づくり推進員や在宅介護支援センター等の各種保健福祉施設等）を確保するためにも，身近な地域で総合的に展開すべきものであること等を踏まえ，速やかに先行実施

〔平成16年4月～ 本庁及び3地区市民センター（平石，富屋，姿川）に保健師等を拠点配置し，保健と福祉に係る総合相談や訪問指導等，きめ細かな対応を推進〕

○ 多様な行政機能を段階的に拡充

- ・ サービス拡充に当たっては，取組の効果を市民が実感できる具体的な改革の実現を第一に，費用対効果も十分に勘案し，日常的なニーズの高いものや地域で実施することで効果の高まるもの等を最優先に，段階的に拡充

《主な行政サービス内容》

_____：新たに実施・拡充するサービス

分野	短期的に実施	段階的に拡充
市民生活	・ 日常生活に関する行政相談に係る窓口の開設 ・ 各種窓口サービスの拡充（申請・届出等の窓口業務の取次ぎを含む。）	・ 窓口サービスのさらなる拡充（ワンストップサービス，申請等の手続きの電子化等） ・ 相談機能の充実（テレビ電話などITの活用等）
保健福祉	・ 総合相談機能の拠点設置 ・ 地域における健康づくり活動の推進 ・ 訪問指導や健診，講座・教室等の地域展開 ・ 日常的な各種申請等の受付・処理の拡充	・ 保健福祉サービスの段階的な強化・拡充 ・ 地域の保健福祉資源との密接な連携によるサービスの充実
環境・都市整備	・ <u>ごみ処理・減量，リサイクルの相談対応・指導</u> ・ 地域内の環境保全のニーズ把握，要望取次ぎ等 ・ 生活道路や街区公園等の公共施設の緊急的な維持補修等の要望取次ぎ	・ 地域内の環境保全に係る事業（意識啓発・リサイクル教室等）の実施 ・ <u>各所管課との連携による要望等への迅速な対応</u> ・ <u>地域内の公共施設に係る軽易な緊急補修の対応</u>
生涯学習等	・ 行政の各種施策や，地域に関する課題等の学習機会の拡充	・ <u>住民主体での地域課題解決に必要な学習プログラムの策定支援</u>
税務	・ 市税，税外収入金の収納 ・ <u>税務・納税に関する啓発，軽易な一般相談や苦情対応・取次ぎ</u>	・ <u>税務関連サービスの拡充</u>

地域のまちづくり

○ 住民主体の地域づくりの推進

- ・ 住民主体の地域のまちづくりに向け，地域まちづくり組織（任意組織）のもと，各地域での自主的な話し合いを通じ地域の課題や対応策を検討していくとともに，行政としても課題検討の進め方の支援や行政計画の情報提供など，地域づくり支援機能を発揮
- ・ 地域に係る行政計画策定への参画や，施策事業への意見・提言を行うための仕組みづくりとともに，それらを担う「住民代表組織」についても，中期的な観点から，その必要性や位置付け（組織構成や設置単位，地域まちづくり組織との関係など）を検討

○ 地域まちづくり計画の策定

- ・ 地域ごとに策定したまちづくり計画を，内容の発展に応じ段階的に市の行政計画としての確に反映・位置付けるなど，「意見反映」のレベルから「自己決定」へと段階的に強化
- ・ 当面は実施可能な地域から，地域が自ら主体的に地域カルテや地域のまちづくりに係る計画を策定し，その中で行政が実現すべきもの等は総合計画実施計画等に反映
- ・ 中長期的には，協働の理念のもと，地域まちづくり組織と市が調整を図りながら，全地域で地域まちづくり計画を策定し，市が主体的に推進すべき施策事業を総合計画基本計画や分野別計画などに反映

《地域のまちづくり（主な取組）》

_____：新たに実施・拡充するもの

分野	短期的に実施	段階的に拡充
計画策定，広報広聴	・ <u>地域の課題解決（身近な公共施設やまちづくり事業等）に当たっての住民組織の意見反映</u> … 課題提示，意見交換，要望・総意の取りまとめ支援 ・ <u>地域カルテ等による地域の課題・ニーズの収集，地域資源のデータベース化</u> ・ 地域に係る各種事業等の行政情報等の共有，意見交換	・ <u>住民組織による「地域まちづくり計画」の策定の支援</u> ・ 地域の潜在的課題や中長期的課題の発掘，解決方針の協議 ・ 意見交換・協議の内容等の充実
まちづくり活動の支援	・ 住民活動の支援 … 機会・場の提供（拡充），団体育成の支援等 ・ 住民との連携 … 公園・河川愛護会等との連携（地域の公共施設の維持管理，環境美化）	・ <u>住民組織への身近な公共施設の管理委託，まちづくりに係る事業等の委託など協働の推進</u> ・ 住民主導による課題解決の支援

○ 中長期的な課題

- ・ 本大綱に掲げた取組方針等を基本に，各地区市民センターを拠点とした多様な行政サービスのさらなる拡充状況や，地域主体のまちづくりの発展度合いなどを踏まえ，中心部を含め，地区行政推進を軸とした行政体制について，継続的に見直し・再構築